

【地方消費税率引き上げ分における使途の明確化について】

消費税比率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する「社会保障施策に要する経費」に充てられることとされています。

本町では、令和7年度決算における地方消費税率引き上げ増収分の約7千9百万円を、以下の事業に充当して実施しました。

◆7年度決算における地方消費税率引き上げ分の使途

(単位)：千円

対象分野	事業名	R7年度決算額	うち一般財源	消費税 社会保障財源分	内容
社会 福祉 費	障害者相談支援事業負担金	2,330	2,330	79,143	在宅の障害者(児)に対し、相談支援を実施した。
	あいのりタクシー事業	3,330	70		あいのりタクシー制度のシステム支援に係る経費。
老人 福祉 費	生きがい対応型 デイサービス事業	309	149		一人暮らし高齢者等の要介護状態になることへの予防を目的とし、高齢者スポーツ活動や日常動作訓練などを実施した。
	老人送迎業務委託	1,140	1,140		高齢者福祉バスにより、高齢者送迎やコミュニティバス運行を実施した。
子育て 支援	子どものための 教育・保育給付費	267,311	33,008		就学前の子どもの教育・保育を保証するために、こども園等に施設型給付を支払った。
	子育て支援センター 事業委託	23,124	4,708		子育て家庭への支援活動の企画や調整、育児不安などについての相談支援等を実施。
	一時預かり事業補助金 (無償化分)	4,322	4,322		保護者の多様な就労形態に応じ、保護者の要請に柔軟に対応するため、こども園等に補助を行った。
予防 費	各種予防接種事業	18,554	18,554		インフルエンザやおたふくかぜ予防接種、定期予防接種に対して必要なワクチン購入や医師等への委託を実施した。
健康 増進 事業 費	各種検診事業	21,264	20,432		病気の早期発見・早期治療のため、基本健診や大腸がん検診、胃がん検診、女性がん検診、肺がん、結核レントゲン検診、塩分測定検査等を実施した。
合計		341,684	84,713	79,143	